



厚生労働省
島根労働局発表
令和4年6月17日（金）

担	島根労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長	鈴木一聡
当	主任地方産業安全専門官	土江秀昭
	電話	0852-31-1157

労働災害防止の更なる徹底を要請

～死亡災害急増を食い止めるよう労働局・監督署において指導強化～

島根県内における労働災害による死亡者は、令和4年に入り、6月14日に発生したものを
含め3件と急増しており（前年同期比1件増）、いずれも大規模な事業場の敷地内で発生して
います。

このため島根労働局（局長 みやぐちしんじ 宮口真二）は、死亡災害を食い止めるため、島根県内の労働災
害防止団体及び主要事業場に対して労働災害防止に関する要請（6月16日）を行いましたの
で、公表します。今後、島根労働局並びに管下労働基準監督署において、全国安全週間※最終
日である7月7日までを重点取組期間として、労働災害防止指導を強化します。

○ 要請先

労働災害防止団体（4団体）、製造業・建設業・運輸交通業の県内大規模事業場（約100事業場）

○ 要請内容

- 1 「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づく総合的な安全衛生管理の徹底。
- 2 事業場内の過去の労働災害事例、ヒヤリハット事例、同業他社の発生事例等を参考とした事業場内の危険箇所、危険作業の洗い出し及び対策の実施。
- 3 事業場内のコミュニケーションの向上と併せ、ベテラン労働者等の熟練及び卓越した視点、新規入場者等の新鮮な視点など、事業場の英知を結集した安全衛生点検の実施。
- 4 過去に点検等を実施したことがない危険箇所及び危険作業の洗い出しと対策の実施。
- 5 点検作業中等非定常作業時における危険箇所及び危険作業の洗い出しと対策の実施。
- 6 長時間労働等労働時間管理の再チェックの実施。
- 7 労働安全衛生コンサルタントや中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンター等専門家による問題点の洗い出しや改善等の実施。

※ 職場での安全意識の高揚や自主的な安全活動の定着を目的とした、厚生労働省等が主唱する運動。令和4年は第95回として、本週間を7月1日から7日、準備期間を6月1日から6月30日として活動している。

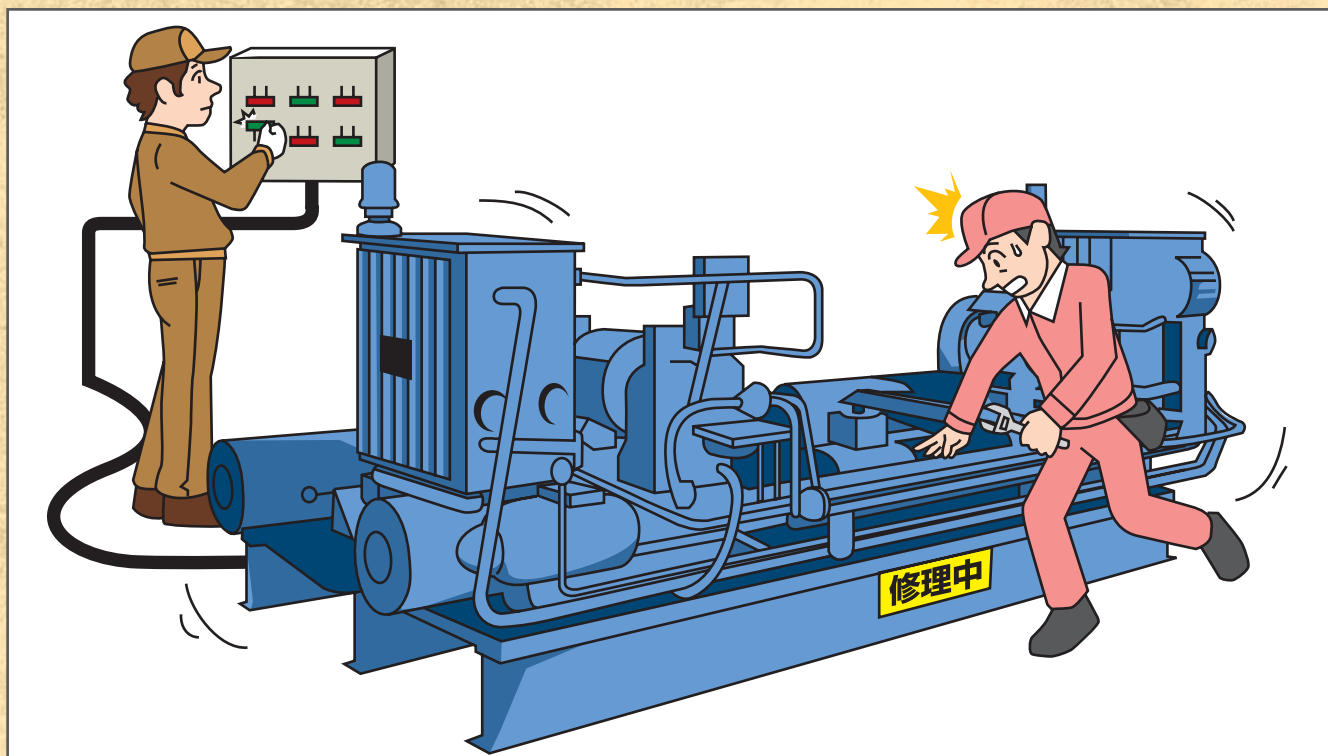
令和4年死亡災害発生一覧

令和4年6月14日現在

No.	発生月	業 種	発 生 状 況
1	2 月	建設業	動力機械内に設置されていた検知器の点検作業中、機械と床の間にはさまれた。
2	3 月	製造業	焼鈍炉へ焼鈍する製品の積み込み作業を終え、その後行方不明になり、翌日、焼鈍炉の扉を開けたところ、人骨の一部を発見した。
3	6 月	製造業	天井クレーンのガーダー上で点検作業をしていたところ、約 12m 下に墜落した。

混在職場で作業を行う製造業の事業者の皆様へ

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」のポイント



今般、労働安全衛生法が改正され、新たに造船業を除く**製造業の元方事業者**に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられました。

これらの措置を円滑に実施するためには、元方事業者が関係請負人も含めた事業場全体にわたる**「総合的な安全衛生管理」**を確立することが重要であるため、**「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」**を作成しました。混在職場で作業を行う製造業の事業者はこの指針に定められた事項を実施してください。

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

製造業における請負等の増加と 「総合的安全衛生管理」の必要性

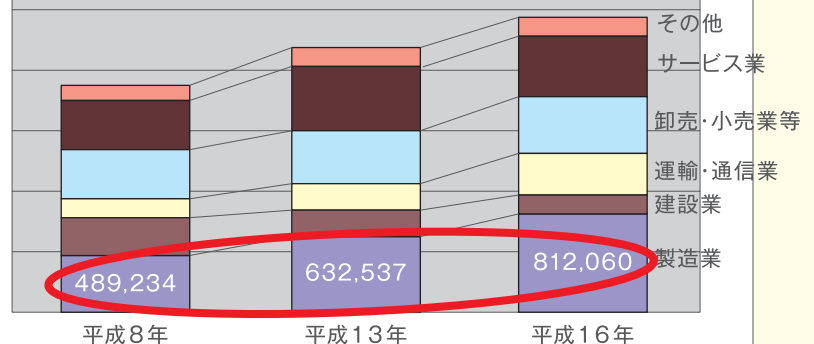
業務請負等の増加

製造業の事業場においては、業務請負等が増加しています。

これにより、指揮命令系統の異なる労働者が混在して働くことによる労働災害の増加が危惧されます。

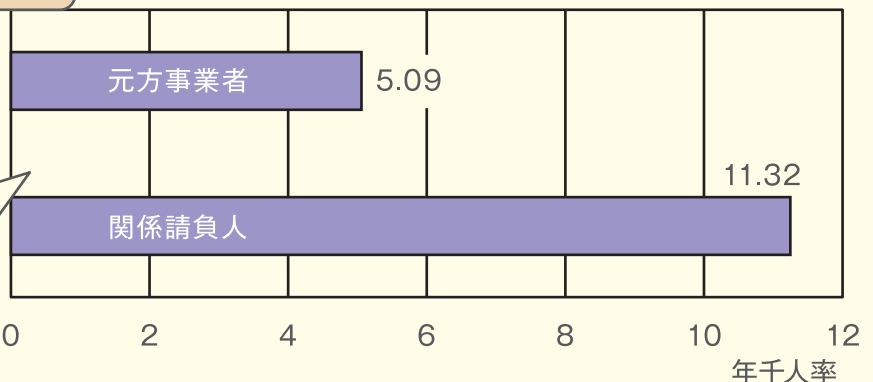
請負労働者数等の推移

出所：総務省事業所・企業統計調査



災害発生率の比較

関係請負人の災害発生率は、元方事業者より高くなっています。



労働安全衛生法の改正

労働安全衛生法第30条の2

製造業(造船業を除く。)の元方事業者に対し、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡・調整等の実施を義務付け

※ 造船業については、従来から労働安全衛生法第30条により、特定事業として、作業間の連絡・調整等も含めた措置が義務付けられています。

混在作業による労働災害を防止するため、「総合的な安全衛生管理」を実施するための指針を策定

「製造業における元方事業者による 総合的な安全衛生管理のための指針」の構成

●指針の趣旨

製造業における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理（総合的な安全衛生管理）を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが実施すべき事項を示しています。

●適用対象

製造業に属する事業の元方事業者及び関係請負人が対象となります。

- ※ 「元方事業者」とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいいます。なお、仕事の一部を請け負わせる契約が複数ある場合（2次下請など）については、最も先次の請負契約における仕事を注文した者がこれに該当します。
- ※ 「関係請負人」とは、元方事業者から仕事を請け負っているすべての請負人のことをいいます。なお、数次の請負契約によって行われる場合はそのすべての請負契約の当事者を含みます。

●事業者が実施すべき事項

元方事業者が実施すべき事項

- 1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施
 - (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等
 - (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施
- 2 作業間の連絡調整の実施
- 3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
- 4 作業場所の巡視
- 5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助
- 6 クレーン等の運転についての合図の統一等
- 7 元方事業者による関係請負人の把握等
 - (1) 関係請負人の責任者等の把握
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握
- 8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 9 危険性及び有害性等の情報の提供
- 10 作業環境管理
- 11 健康管理
- 12 その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等
 - (3) 適正な請負

関係請負人が実施すべき事項

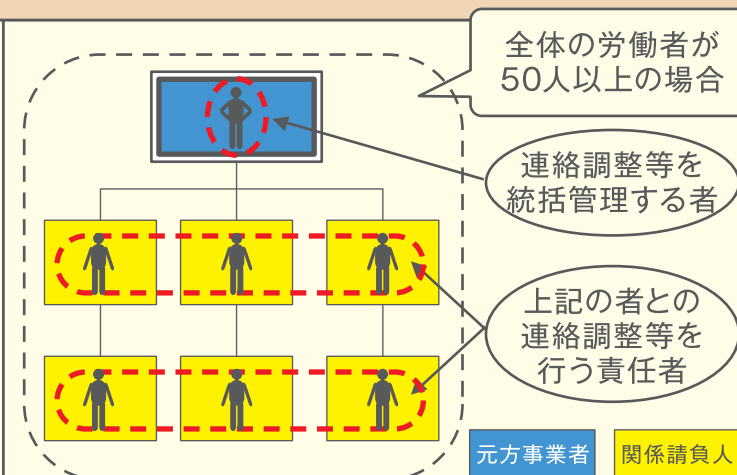
- 1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任
- 2 作業間の連絡調整の措置の実施
- 3 関係請負人との協議を行う場への参加
- 4 クレーン等の運転についての合図の統一等
- 5 関係請負人に関する事項の通知等
 - (1) 名称等の通知
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の通知
- 6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 7 危険性及び有害性等の情報の交付
- 8 健康管理
- 9 その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 適正な請負

元方事業者が実施すべき事項

1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

(1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等

- ・ 一の場所で常時50人以上の労働者が作業する場合は、作業間の連絡調整等の事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させること。(造船業については「統括安全衛生責任者」を選任する必要があります。)



(2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施

- ・ 労働災害防止対策として実施すべき主要な事項を定めた安全衛生に関する計画を作成し、関係請負人に周知させるとともに、当該計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。なお、当該計画は、関係請負人に対して実施する事項を含むものとする。

2 作業間の連絡調整の実施

- ・ 混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行う必要があること。(労働安全衛生法第30条の2)
- ・ 作業間の連絡調整の具体的な実施方法については、以下のような方法がある。
 - ① 作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する
 - ② 現場における作業開始前の打ち合わせにおいて関係請負人に指示する

作業間の連絡調整の具体的措置の例

混在作業の状況	元方事業者が講ずべき措置
同一の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ある関係請負人が有機溶剤の塗装を、別の関係請負人が溶接を行う場合	通風・換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置

3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営

- ・ 関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場（協議会）を設置し、定期的に開催すること。（造船業については関係請負人の数に関係なく設置する必要があります。）
- ・ 関係請負人が交替したとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催すること。
- ・ 使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

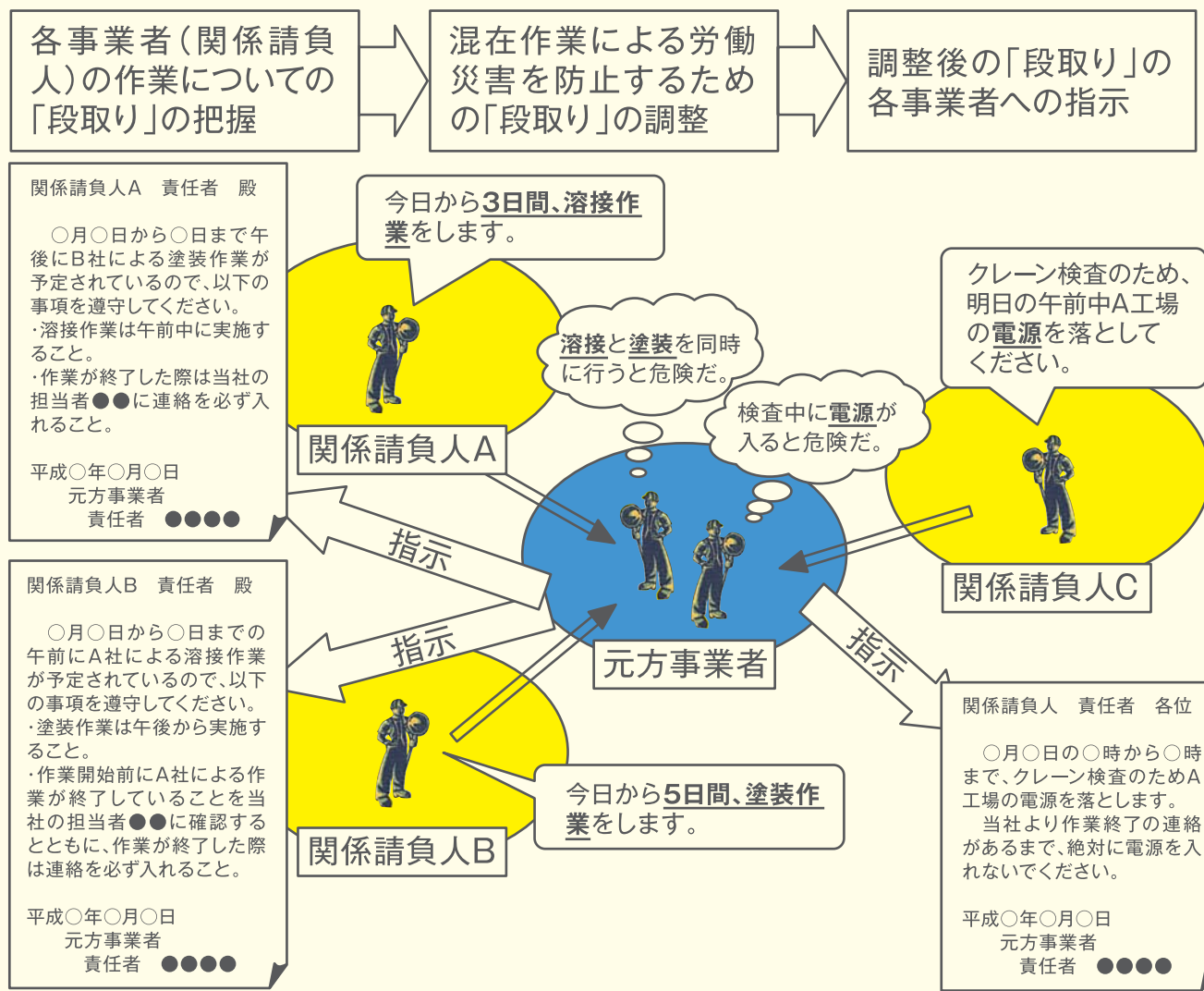
参加者

- (ア)元方事業者
a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者
b 安全管理者等
c 職長等
- (イ)関係請負人
a 関係請負人が選任する安全衛生責任者等
b 安全管理者等

協議事項

- ① 安全衛生方針、目標、計画
- ② 作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施
- ③ 労働者に対する教育の実施
- ④ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑤ 作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置
- ⑥ 労働災害の原因及び再発防止対策

作業間の連絡調整とは



4 作業場所の巡視

- ・ 混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を定期的に、巡視すること。（造船業については、毎作業日に少なくとも1回、巡視する必要があります。）
- ・ 機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が交替したとき等においても同様に巡視すること。
- ・ 巡視に当たっては、安全管理者の職場巡視や、協議会のパトロールに併せて実施するなど、効果的かつ効率的に実施すること。

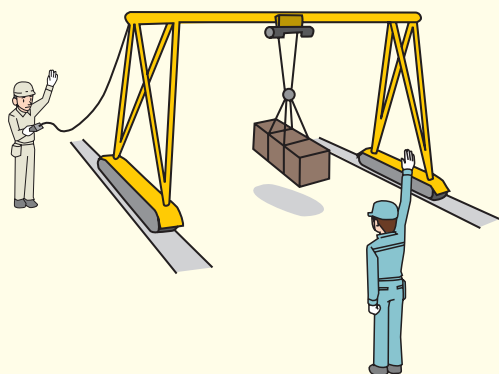


5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

- ・ 関係請負人が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、必要に応じ、場所の提供、資料の提供等を行うこと。（造船業については、場所の提供等を行う必要があります。）

6 クレーン等の運転についての合図の統一等

- ・ クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。
（労働安全衛生規則第643条の3～第643条の6）



7 関係請負人の把握

(1) 関係請負人の責任者等の把握

- ・ 請負契約の成立後速やかに以下の事項を通知させ、把握しておくこと。
 - ① 安全衛生責任者の選任状況
 - ② 安全管理者等の選任状況
- ・ 新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、過去の協議事項等必要な事項を周知させること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握

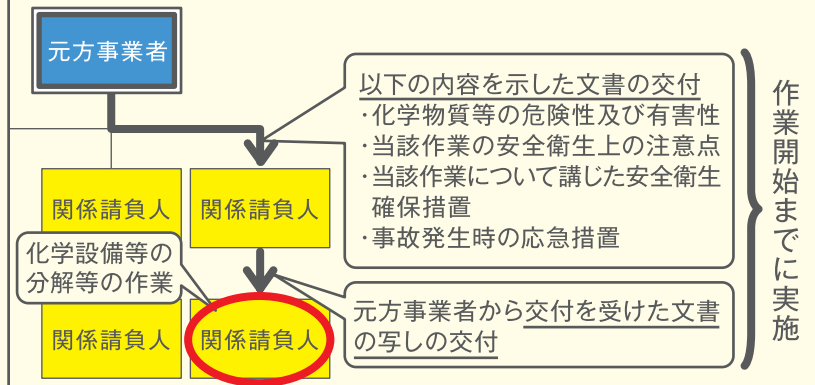
- ・ 元方事業者は、関係請負人が労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

8 機械等を使用して作業を行わせる場合の措置

- 関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用して作業を行わせる場合には、当該機械等について以下の事項を実施すること。
 - 法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認すること
 - リスクアセスメントを実施した場合には、残留リスクなどの情報を提供すること
 - 関係請負人に定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること（補修その他の改善措置を講ずる必要が生じた場合は、関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、関係請負人と協議の上、自らがこれを講じること。）
（造船業については、元方事業者は、足場や物品揚卸口等、交流アーク溶接機、電動機械器具等の機械等を当該仕事を行う場所において関係請負人の労働者に使用させるときは、当該機械等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。）

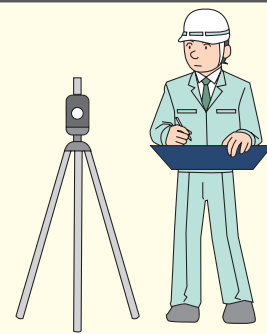
9 危険性及び有害性等の情報の提供

- 化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、作業開始前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、関係請負人に交付する必要があること。（労働安全衛生法第31条の2）



10 作業環境管理

- 元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。
なお、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できること。



11 健康管理

- 関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、例えば次のことを行うこと。
 - 自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する
 - 関係請負人に対して健康診断機関をあっせんする
- また、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

12 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

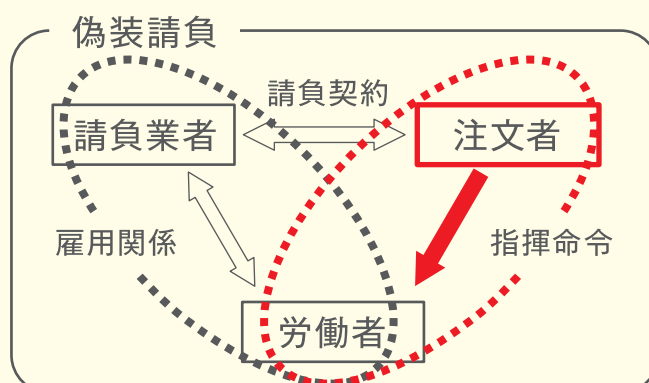
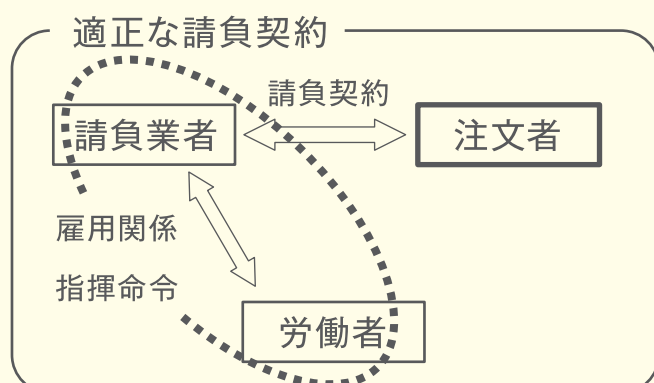
- ・ 労働災害を防止するための事業者責任を遂行できない事業者の仕事に請け負わせないこと。
- ・ 仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮する必要があること。(労働安全衛生法第3条)
- ・ 元方事業者の組織内において、安全衛生管理部門と設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

(2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等(労働安全衛生法第29条)

- ・ 関係請負人及びその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行うこと。
- ・ 違反していると認められる場合には、必要な指示等を行うこと。

(3) 適正な請負

注文者と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、注文者が負うことになります。



労働者派遣と請負の区分についての詳細は、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)』を参照してください。

関係請負人が実施すべき事項

関係請負人は、元方事業者が実施する事項に応じ、必要な事項を実施すること。また、自らが注文者になる場合には、必要な事項を実施すること。

(詳細は、本リーフレットの「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の構成の「●事業者が実施すべき事項」の欄及び指針本体を参照してください。)

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

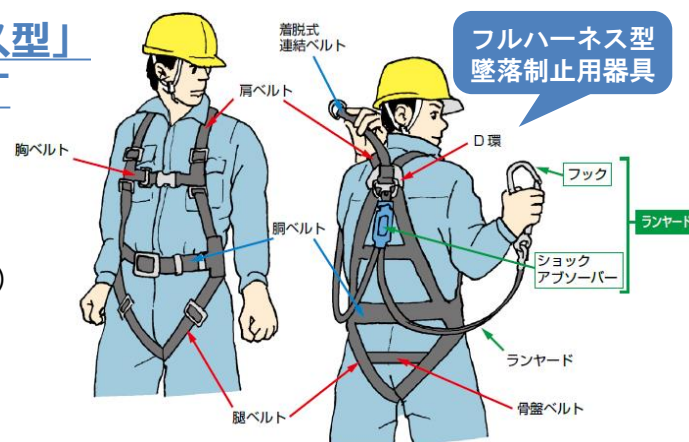
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	×	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～



政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5 ページ参照
2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用等方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

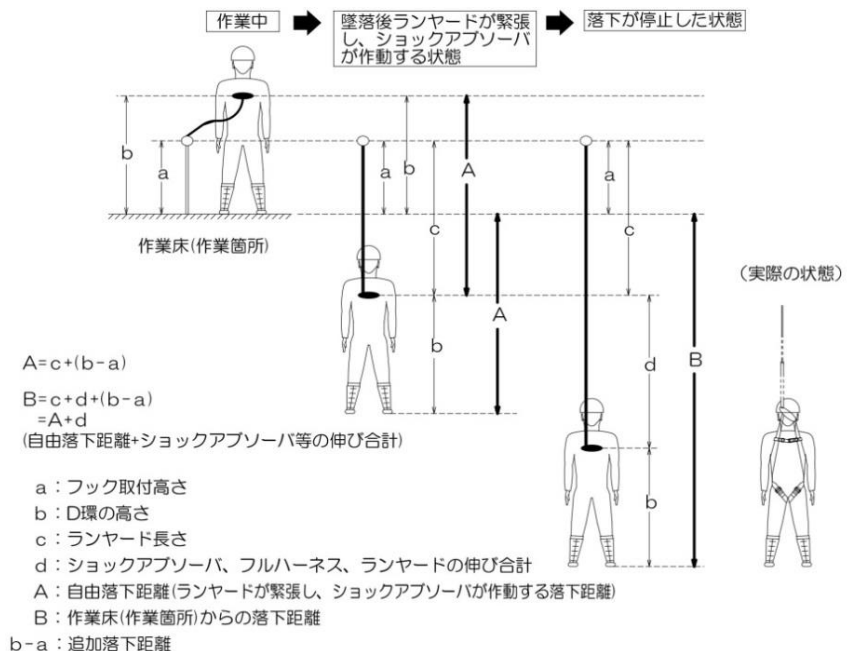
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

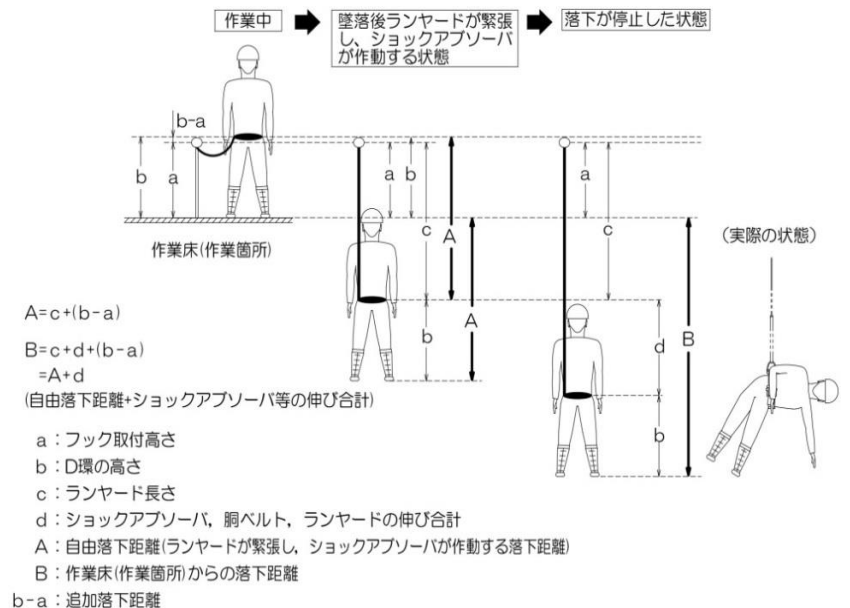
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

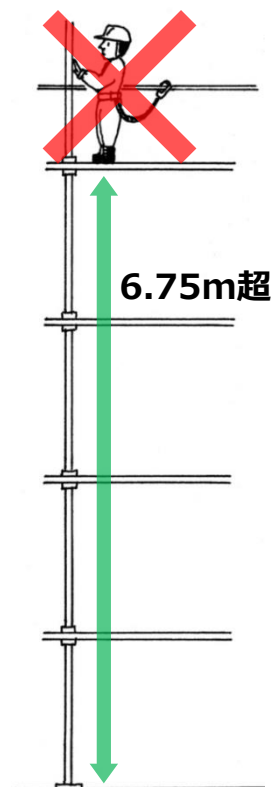
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2m以上の**箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用する必要があります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

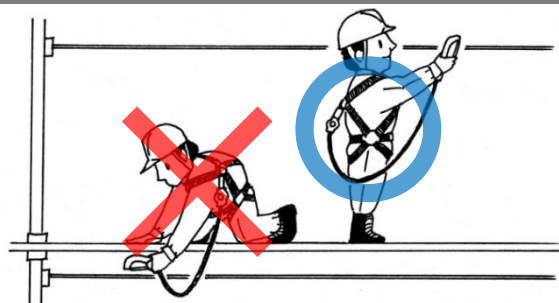
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



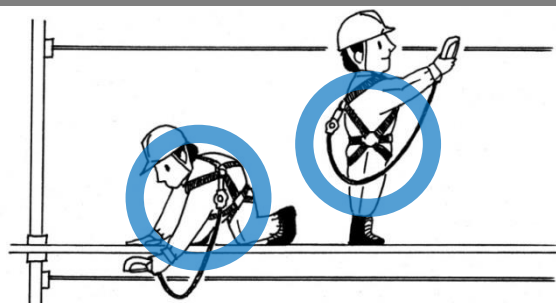
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。(両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。)

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※¹を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※¹ ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※²を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※² ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するように取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行之、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年 6月22日付け基発0622第2号)

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

1 墜落制止用器具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備(墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。)等とを接続するためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ(以下「フック等」という。)の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう(図1及び図2のA)。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図2のB)。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

(※図1・図2省略)

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選択

が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離或使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75メートル)を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。
- 2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

(1) ショックアブソーバ等の種別の選定

- ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
- イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
- ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ(a):0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b):1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。
- エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。
- オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含めるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ:0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45メートル、ランヤード長さ:1.7メートル(この場合、自由落下距離は2.3メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2メートル、フルハーネス等の伸び:1メートル程度)を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合)

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング用器具」という。)は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合に体を制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

(1) ショックアブソーバの種別の選択

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保つつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。
- エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降(昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。)は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制

止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用方式

(1) 墜落制止用器具の装着

- ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。
- イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることはないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胸ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。

- ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すること。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれないことを目視により確認すること。

- オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにする。環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。

- カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。

- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるがフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。

(2) 墜落制止用器具の取付設備

- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けなければならない場合には、フック等ができる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。

- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

(3) 墜落制止用器具の使用方式(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

- ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

- エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。

(4) 墜落制止用器具の使用方式(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。

- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用を使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

(5) フック等の使用方式

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかざ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。

- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたら、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。

- ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。

- エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。

- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

- (5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻りに横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。

- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とすること。

- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

- 点検は、日常点検のほか年に一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ

- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気シートの溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態

- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キンクや撚りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態

- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。

- 各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

- ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みややすいので念入りな点検が必要であること。

- また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

- 保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品(例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。

- (2) ベルト、ランヤードに塗料が塗られた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。

- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をすく塗ること。

- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。

- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換すると、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。

- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器力バーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

- 墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くでない所
- (4) 腐食性物質が近くでない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

- 事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

(※図表省略)

ご不明の点等ありましたら、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

安全は 急がず焦らず怠らず

職場での安全管理は、
確認・声かけが大事！



腰痛注意



転倒注意

SAFE

第95回 全国安全週間

令和4年 7/1 (金) → 7 (木)

準備期間：令和4年 6/1 (水) → 30 (木)



主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

第95回 全国安全週間について

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は 急がず 焦らず 怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日(水)から30日(木)までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

労働災害例

腰痛
注意



転倒
注意



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>



中央労働災害防止協会 <https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



あんぜんプロジェクト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>



職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 全国安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署